

ID: 141

担当部署: 町民課

処分の概要	督促手数料の徴収		
例規名 根拠条項	聖籠町介護保険条例 第13条第2項		
例規番号	平成12年 条例第2号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (督促及び督促手数料)                      第十三条                      2 前項の規定により督促状を発したときは、一通につき百円の督促手数料を徴収する。</p> <p><b>【基準】</b>                      根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日